



56号

2022年3月26日



巻頭言- 3/10 母親当事者記者会見

離婚時の子どもの連れ去り・引き離しは『DV』よりつらい

2022年3月10日、厚生労働省記者クラブにおいて表記の記者会見を実施しました。母親当事者6名が登壇、報道機関12社に取材いただき、会見当日、早速、日テレNewsでも取り上げていただきました。

■背景

2021年11月、「今通常国会でDV防止法改正、モラハラや性暴力も保護命令の対象に」との一部報道がなされました。精神的DVを保護命令の対象に含める法改正を聞いた時に、忘れ去られた「DV被害者」がいると考えました。それは、別居・離婚に伴い、お子さんと会えなくなっている父母です。

現実の子の連れ去りは、父母を問わず起きています。また、連れ去られた側が、いわゆるDV案件ではないことが大多数です。しかし、一方的に子どもを連れ去られたケースでは、子どもの姿を見ることも叶わなくなります。

そこで、広く別居・離婚に伴う連れ去りにより、親子が断絶に至っていることを訴えるため、母子の引き離しフォーカスすることとしました。

■緊急アンケート内容

上記を受け、子どもと離れて暮らす母親を対象に緊急アンケートを実施しました。以下がアンケート結果です。

①同居時の生活

自身が主たる監護者と回答した母親は85%。
DVを受けたのは60%。※定期的ではないも含む

②別居の態様（複数回答）

合意なき別居は62%。合意なき別居の回答の内、50%が夫によって子どもを連れ去られ、23%が自宅から追い出され、強制的に別居させられた。

③別居後、夫に子どもの引き渡しを求めた結果

別居後、母親の87%が夫に子どもの引き渡しや監護権・親権を求めたが、家庭裁判所の手続きを経て子どもが引き渡されたのは3%だった。

④お子さんとの面会交流

75%の母親が子どもとの面会交流を求め、家裁に調停を申し立てたが、母子で直接会える



記者会見にて母親当事者と、梅村みずほ議員

「直接交流」の決定は42%にとどまっている。

また、家庭裁判所の決定に関わらず、57%の母親が子どもと会う事が出来ていない。

子どもと会えていない母子断絶の期間の平均値は、2年4か月であった。

⑤別居後の状況変化

全ての母親が心身面での不調を発症し、77%が複数の心身面での病気に罹患している。

■まとめ

子どもを連れ去られたり、自宅から追い出されたりなどの「合意なき別居」により、多くの子どもと離れて暮らす母親は、裁判所に訴えても、親権や監護権どころか、最愛のわが子と会うことすらままならず、心身面での不調を訴え、苦痛の日々を耐え忍んでいます。

私たちは、このような「子どもとの引き離し」が精神的DVにあたる、と確信しています。彼女たちは口を揃えて「子どもと引き離されていることは、同居時に受けたどんなDVよりもつらい」と話しています。

現在、内閣府で検討されているDV防止法の改正において、このような「子どもとの引き離し」のない社会を目指すことを求めます。引き続き、みなさまのご支援を心よりお願い申し上げます。

(代表:武田典久)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット®

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 3,000円

親子ネット口座 PayPay銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリウラジツゲンズルゼンコクネットワーク)

*「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です



「あなたに逢いたくて」 第21弾

作花知志さん

1968年、香川県生まれ。弁護士。94年、東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。2002年、司法試験に合格し、04年、弁護士登録。12年に作花法律事務所を設立し、現在に至る。

女性の再婚禁止期間違憲訴訟、無戸籍児問題の解決を目指す訴訟、戸籍法上の夫婦別姓をめざす訴訟など、積極的に人権を守る訴訟にかかわる。

写真は、女性の再婚禁止期間違憲訴訟で、最高裁判所で平成27年(2015年)12月16日判決を勝ち取った時のものです(作花弁護士提供)。



1. なぜ弁護士になったのですか

私は大学院で国際法を学びました。将来は国連のような国際機関で働くか外交官になりたいと考えていました。国際法は、国内法に比べると法律として整備されていないんですね。どちらかというと政治の世界に近いものなんです。つまり、国際法を勉強して外交官になっても、やる仕事は政府の代理人みたいなものです。

政府は多数派の意見で成り立っています。生き方についていろいろ考えるうちに、自分は、外交官になって多数派の意見の代弁者となるより、少数派の意見を代弁する人生を送りたいと思いました。

そこで、一般的には国際法を勉強していた学生が司法試験を受けることは少ないのですが、意を決して、司法試験を受けたところ合格しました。

2. 裁判での論理展開を工夫する

日本の法制度の中では憲法が一番上にあり、次に条約、その次が法律です。憲法より条約のほうが人権についてより具体的に定めているので、この法律は条約違反だという主張もあり得るわけです。憲法98条2項では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守する」とも定められています。しかしながら、裁判の判決を出す際に、条約や外国法について考慮されることはまずありませんでした。この問題は、私自身にとっても大きな課題でした。

さて、最高裁の検討順序が事実、法律、憲法、条約の順で行われます。このため条約は後回しになります。それなら、条約やその勧告を、憲法解釈に影響を与える立法事実であると主張すれば、検討順序



わたしの宮沢賢治－法律家から見た賢治－ 作花知志

作花先生は、「法は、不完全な人間がつくったものだから、書かれた文字にすぎない」と言われ、「だからこそ、司法に携わる人々は、基本的人権に則り、正義・公平・自由・平等・平和の視点から、法律に解釈を与えていく才能を持ち合わせなければならない」と述べられています。この法律観と、宮沢賢治作品に対する深い法律的洞察を融合させた一冊です。

は、(立法)事実、法律、憲法となり、検討順序を上げることができます。

この工夫は、労働問題(消防職員の団結権問題)で、ILO条約及びILO機関の勧告を基に行いました。その結果、広島高裁岡山支部平成23年(2011年)4月28日判決を勝ち取ることができました。この話は、「国内裁判所における国際条約と個人通報制度—事実としての条約」という論文にまとめています。

次に、この「事実としての条約」の手法を用いたのが、「女性の再婚禁止期間」について争った裁判です。この裁判では、国際人権規約の2つの委員会から日本政府に対して、女性の再婚禁止権を撤廃せよという勧告が何回も出ていました。また、ドイツや韓国では、国際人権条約への批准をきっかけに、それまではあった女性の再婚禁止期間が撤廃されました。そのことをふまえて「事実としての条約」を主張したわけです。違憲判決を勝ち取るとともに、ここではじめて、最高裁大法廷平成27年(2015年)12月16日判決で、条約や条約機関の勧告や外国法を立法事実として判示されました。

後で述べますが、共同親権や子の連れ去り問題でも有効な手法の一つと考えています。

3. 共同養育・親権問題にかかわるようになったきっかけは

きっかけは女性の再婚禁止期間の問題に関わったことです。最高裁は2015年12月16日、民法で定めた女性の再婚禁止期間について、「100日を超える部分は違憲」という判決を出しました。そのときの原告代理人を務めました。

判決を受けて開かれた報告会には、日本弁護士連合会の国際人権問題委員会の方がたくさん参加してくれました。懇親会とき、委員から「外国人依頼者から、『なぜ日本では離婚をしたら片方の親は子どもの親権を失うのか?』という質問をたくさん受けている」という話が出ました。

私自身も、親子関係にかかわる事件を担当してい

たので、離婚にともなう親子関係の問題——たとえば、親権は子どもを育てている側が圧倒的に有利であるとか、子どもを連れ去った側は逮捕されないのに、連れ戻そうとするとそれは違法であるなど、司法、行政の運用に疑問がありました。同居親が相手方に子どもを会わせたくないといえそれが通ってしまうという、まるで原始時代のような理不尽な状態をなんとかしたい、と思っていたのです。懇親会での会話と心のうちに抱えていた疑問が心の中で合わさって、ぐるぐると回り始めました。

そんなとき、今度は夫婦別姓の問題についてインタビューを受ける機会がありました。取材を受けたメディア関係者の中に、連れ去り、親権の問題で悩んでいる方がいました。そこで、共同養育や親権の問題にかかわるようになりました。

4. 国家賠償訴訟について

2021年2月17日、離婚後も父母双方が親権をもつ「共同親権」制度を国が創設しないのは立法不作為だとした「共同親権訴訟」(国家賠償訴訟)の判決が東京地裁で出ました。松本真裁判長は立法不作為について「違憲とは言えない」「親権のあり方と親権の内容をどうとらえるかは、国会の裁量権に委ねる段階にとどまる」として請求を棄却しましたが、その一方で「親権は子の利益のために行使する特殊な権限で、憲法が定める他の人権とは本質的に異なる」「親が子どもを養育することは、親にとっても子どもにとっても人格的な利益であり、親が離婚するとしても失わせてはいけなしい失われるようなものでもない」としています。



裁判の論理構成を工夫する

裁判長が「人格的利益」という言葉を使って判決したことについては、養育・親権を求める者へのプレゼントを与えてくれたような気がしています。というのは、人格的利益は基本的人権ではないとしても、人格的な利益ならば憲法14条や24条2項の違反の問題が生じるのです。あえて「人格的利益」と書いて、最高裁で争いやすくしてくれたのかなと感じています。いま、最高裁に上告をして、連絡を待っている状況です。

こうした裁判を手がけているということで、親子関係の悩みごとの相談が事務所にたくさん寄せられるようになりました。その声は、大きく2つに分けられることに気づきました。

1)「子どもを連れ去られてしまった」という苦しみ。

2)「連れ去られてしまった後に一切、面会をさせてくれない」

という苦しみです。

こうした苦しみは、

a)単独親権制度によって親権の奪い合いが起こる

b)最初の連れ去りが違法とされない

c)いったん子どもを連れ去ってしまえば裁判所は連れ去った親を親権者とする

という、3つの実務の運用が重なって生まれている悲劇だと感じています。

この悲劇をなんとかしようと始まったのが、大村珠代弁護士と手がけている「子の連れ去り違憲訴訟」と「自由面会交流違憲訴訟」です。「共同親権訴訟」と「この連れ去り違憲訴訟」「自由面会交流訴訟」は三本の矢のように、相互に絡み合っているんです。個人的には、この3つの問題を一挙に解決したいと思っています。

5. 共同親権と条約やその勧告

先ほど述べたように、条約やその勧告を立法事実として使えば、裁判所で検討する道が開けます。

連れ去りの問題については、「締約国は、児童が

その父母の意志に反してその父母から分離されないことを確保する」とした子どもの権利条約9条を用いた主張ができます。「自由面会交流違憲訴訟」では、国側は、「子どもの権利条約は具体的な法律制度までを国に義務付けた規定ではない」「立法裁量は国にある」という主張をしてきました。こちらは「そうではない、この条約は明確に日本に対して具体的な法制度を義務付けるものである」と主張しているのです。裁判で確かな手応えは感じています。

6. 共同親権と条約やその勧告

国は共同親権について「離婚をするほど仲が悪い両親が離婚後も共同親権をもっていることで子どもに不利益が及ぶ可能性」を危惧しています。例えば、子どもが交通事故に遭って手術のサインをしなければならぬときなどに共同親権がじゃまになる、といったようなことです。東京高裁の判決も、基本的には、国のこの主張を踏襲しています。

一方で、共同親権訴訟の判決は、離婚後の共同養育の可能性を示唆しています。離婚後は単独親権ではあるが、「だからといって子どもの養育環境を妨げてはいけない」「子どもは両親から養育される権利がある」という立場をとっているのです。

最近、毎日のように児童虐待のニュースが報じられています。離婚後、単独親権者になった同居親の再婚相手からの虐待が非常に多いのですが、親権を失った親は、それを防ぐ手段がありません。共同親権というと、親権者同士のぶつかり合う場面ばかりイメージされていますが、親権者の権利の濫用から子どもを救うという側面もあるわけです。

こういって、「心配なら親権の変更の申し立てをすればいいじゃないか」という意見が出てきますが、これは実情を見ていません。そんな時間はないし、何より親権の変更はなかなか認められません。

ドイツでは、離婚後共同親権制をとっていますが、日常生活の中では、監護者が単独でできることがたくさんあります。ただし、子どもにとって重大な影響があること(転居、学校の選択、重要な医療行為)については、夫婦が共同で決めなさい、という法制度なのです。アメリカの共同親権制もほぼ同様です。いちいち相談して決めなさいとはなっていないのです。

7. 共同親権制度の見通し

裁判所として、共同親権は、裁判所ではなく国会がいろいろな選択肢の中で検討すべき問題だと考えているのかもしれませんが。実際、昨年(2021年)から法制審議会(家族法制部会)が始まっています。父子関係を否定できる否認権について、以前は父親だけがその権利をもっていたのが、妻や子どもからの否認も認められるようになりました。その問題も、違憲訴訟では、最高裁では上告棄却されたにもかかわらず、その後、法制審議会で審議を経て、議員立法で法改正が認められたという経緯があります。このことから、共同親権制についても、「法制化に向けたプロセスに入った」と考えています。上川前法務大臣は、読売新聞のインタビューで「離婚後の共同親権の検討を始める」と話し、法制審議会を立ち上げ、すでに共同親権と面会交流についての検討が始まっています。

また、先日の共同養育支援議員連盟総会では、警察庁が最初の子の連れ去りであっても正当な理由がない場合は未成年者略取誘拐罪にあたるという見解を示しました。

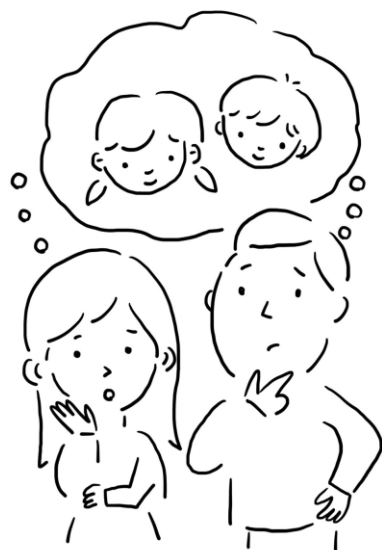
8. 支援措置について

中国地方にお住まいのある男性が、妻による子どもの連れ去りに合い、面会交流調停を起こそうと思って戸籍の附票を取ろうとしたら、支援措置をかけられていて出せない、ということがありました。行政による親子分断の不法性を訴えたいと話がきました。行政が相手だと、受けてくれる弁護士が見つからず、困っているということでしたので、お引き受けました。支援措置に関する依頼は次から次へと来

て、北は北海道から南は九州まで、同様の裁判を11件、並行してやっています。

裁判所では、熱心にこの問題に取り組んでくれているという印象です。裁判では、支援措置を認めるのであれば、通達ではなく、きちんと国会で議論をしたうえで法律を定めるべきだということ。行政は、支援の申し出があったら十分な検討もせずに支援措置を出しているが、それは問題であるということを手を主張しています。

連れ去りの問題も、この支援措置の問題も、暴力から逃げる被害者を想定しているわけですが、それは確かに大切なことであるけれども、すべての人が被害者であるわけではないということを忘れてはならないと思います。連れ去りを正当化するために「暴力を受けた」と主張するケースもあります。共同親権の問題もそうですが、一部に不都合があるからといって、全員に不都合があるわけではない。多数派の意見をまとめてみんなでこれを守りなさい、というだけが国会の役割ではありません。家族観がこれだけ多様化しているなか、国会は、国民から求められている多様な選択肢に適用するような法律制度をつくる義務があります。その意味では、今現在の日本の法制度は、必要のない制限までされている。私が訴訟をすることで、少しずつ変わっていけばいいなと思っています。



ドイツでは、日常事項は同居親が決める。
ただし、重大な事項は夫婦が共同で決める

9. 学校や役所における別居親差別を撤廃する国家損害賠償訴訟について

今、大村珠代弁護士とともに、学校や役所における別居親差別を撤廃するための国賠の準備を進めています。

本国賠の原告は、ごく普通に子どもを愛し、大切に育ててきた複数の父親と母親です。しかし、一方の親に同意なく子どもを連れ去られたり、家から追い出されたりした結果、別居親というだけで、保育園、幼稚園、小学校や役所から保護者として扱われず、学校行事への参加拒否、子どもの情報共有・開示拒否、学校で子どもと会うことを拒否されるなど、学校や役所から差別的な扱いを受けています。

このような学校や役所による別居親への差別的扱いは、憲法14条（平等原則）、憲法24条（両性の本質的平等）、学校教育法16条（保護者の定義）等の違反・違法行為であると考えており、到底看過できません。

2022年3月に提訴する予定です。

10. 「親子審判」制度

ただし、連れ去りを禁止するだけでは、ダメと思います。例えば、夫婦の関係が悪くなっているときに、子どもを連れて実家に帰ってはいけないということになると、それが必ずしも子の福祉を実現することになるとは限りません。

大切なのは、連れ去りの厳罰化ではなく、迅速な監護者の決定と、その後の面会交流の保証です。裁判で争うには時間がかかります。労働問題では、労働者の権利を守るために原則3回の期日で、当事者双方の和解を模索して、和解が成立しない場合には裁判所が判断を行うとする「労働審判」制度があります。子の福祉を実現する制度として、同様の親子審判の制度を作るべきではないか、と考えています。

11. 違憲訴訟する意味

今の日本国憲法はとてもよくできていて素晴らしい内容だと思うのですが、第二次世界大戦で日本が敗戦してつくられたという意識がマイナスに作用し

ているような気がします。

家を大事にするという昔の日本の形がよかったのにという思いが、とくに国会議員の方の中にまだ残っているのではないかと思います。

一方で、憲法ができて80年近くが経っているわけで、今までに違憲判決は10件ほど出ています。平成の前半あたりまでは、違憲判決はほとんど出ていなかったのが、ここ10年で立て続けに出ている。時代は少しずつ変わってきているのではないのでしょうか。

やはり戦後の憲法教育の影響が大きいのでしょう。というのも、ここ10年で最高裁で裁判官を務めているのは、戦後の憲法教育を受けた人たちなのです。日本がこのまま憲法理念を広めていけば、憲法のよい運用につながり、人権を大切にする社会に近づいていくはずです。私は、大いに期待しています。こうした最高裁の変化を国会にもぜひ取り込んでいただきたいところです。

12. 当事者に伝えたいメッセージ

離婚や親子の問題にかかわる裁判をたくさん手がけてきましたが、最初に始めた単独親権意見訴訟の始まりのころと比べると、ここ数年で情勢がものすごく変わってきていると感じています。それは、親子ネットをはじめとする当事者の方々の地道な活動があったからです。我々が目指しているような法制度を実現するためには、法的なアクションと当事者による活動の両輪が大切です。私も裁判を頑張っていますので、当事者の方々もぜひ、頑張って活動していただきたいと思います。



**親子審判制度で迅速な監護者の決定と、面会交流の保証を
裁判所関係者が奥、手前が夫婦**

参考文献

- 1)作花知志 わたしの宮沢賢治 法律家から見た賢治 (2019)
- 2)作花知志「国内裁判所における人権条約と個人通報制度―事実としての条約―」『国際人権』23号 (信山社、2012年)56頁
- 3)作花知志「再婚禁止期間違憲訴訟」『法学セミナー』(日本評論社、2016年)734号(2016年3月号)39頁
- 4)作花知志「再婚禁止期間訴訟」『国際人権』28号 (信山社、2017年)96頁
- 5)最高裁判所第三小法廷平成7年(1995年)12月5日―女性の再婚禁止期間違憲訴訟
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=76107
- 6)岡山地方裁判所平成24年(2012年)10月18日判決
- 7)広島高等裁判所岡山支部平成25年(2013年)10月18日判決
- 8)最高裁判所大法廷平成27年(2015年)12月16日判決―女性の再婚禁止期間違憲訴訟
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85547
- 9)民法の一部を改正する法律(再婚禁止期間の短縮等)の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて 法務省民事局 平成28年(2016年)6月3日
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00059.html
- 10)作花知志「憲法判例を通して」家族を考える―女性の再婚禁止期間、嫡出否認制度、新しい夫婦別姓に関して」『憲法理論研究会編 憲法理論叢書②⑦ 憲法の可能性』(敬文堂、2019年)127頁
- 11)民法(親子法制)等の改正に関する中間試案 法制審議会民法(親子法制)部会第14回会議(令和3年(2021年)2月9日)
https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00050.html
- 12)民法見直し上川法相に聞く 読売新聞平成30年(2018年)7月15日

- 13)柴山昌彦議員twitter 2022年2月3日の共同養育支援議員連盟総会
https://twitter.com/shiba_masa/status/1489387695592067072
- 14)西谷裕子 離婚後の子の養育への父母の関与の在り方に関するドイツの法制度等 法制審議会家族法制部会第5回会議(令和3年(2021年)7月27日開催)
https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00079.html
- 15)作花知志ブログ 親子ネット/講演会で「親子審判」の創設を提言しました
<https://ameblo.jp/spacelaw/entry-12678885971.html>
- 16)作花共同親権訴訟(離婚後単独親権違憲訴訟)
<https://www.oyako-time.com/>
- 17)子の連れ去り違憲訴訟
<https://child.abduction.jp/>
- 18)自由面会交流権訴訟(別居親・祖父母も子も自由に会える社会に！) <http://jiyuu-menkai.com/>
- 19)作花・大村DV等支援措置違法訴訟
<https://profile.ameba.jp/ameba/homesec>
- 20)親なのに学校行事に参加できない！学校からの別居親差別を撤廃させる国家賠償請求訴訟
<https://camp-fire.jp/projects/view/533521>



子どもにとってより住みよい社会を

◆手帳にメモして

■親子ネット定例会

〈日時〉2022年4月9日(土) 14:00-17:00
〈場所〉IKEBib第三会議室
〈アクセス〉池袋駅西口徒歩10分
〈参加費〉無料
〈注意〉最新情報はホームページを確認ください。

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)
〈問合せ〉Mail: kodomokenri@gmail.com
電話: 050-3468-3743

■親子ネット新潟

〈個別相談等〉随時受け付けております。
〈定例会〉定期的に開催中(アメブロとTwitterにて記載中)
https://ameblo.jp/oyakonetcn/
〈問合せ〉oyakonetcn@yahoocoo.jp

■当事者女性の親睦会

奇数月の最後の土曜日に開催しています。
〈日時〉2022年5月28日(土)13:30-17:30
〈場所〉未定(東京都区内)
※参加は女性のみとなります。
〈参加費〉会場代を頭割りで負担します。
出入り自由です。オンラインでも参加できます。皆さんが悩んでいることや同じ境遇の母たちに聞きたいことなど、係争中のこと、子どもたちのこと、自分自身のことなどなど、皆さんが話せる場所として来て頂ければと思います。開催日と場所は近くなりました【QRコードとURL】こちらでご案内いたします。
〈問合せ〉【担当: 薄井 tel 09024176152 mail erina0516vn@gmail.com】

■くにたち子どもとの交流を求める親の会 定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日19:30～
〈場所〉国立市東4-19-15椿荘102スペースF
〈アクセス〉「JR国立駅」南口より「矢川駅」行きバス、「国立高校前」下車徒歩5分
〈問合せ〉090-4964-1080(担当植野)
※詳細は、Facebookページをご覧ください。
(https://b-m.facebook.com/kunitachivisitaiton)

■子どもに会いたい親のサポート交流会(親サポの会)

〈自助活動〉奇数月第4火曜日19:00～21:00
〈場所〉(東京都新宿区西新宿7-7-23 トミービル11階)
予約は不要です。直接お越しください。
〈参加費〉1,000円
※詳細は、親サポの会ホームページ
(https://kyoudouyouiku.jimdo.com/)に掲載されるご案内をご覧ください。

■一般社団法人りむすび

〈個別相談・面会交流サポート〉共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。
〈講演・講師〉行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。
〈りむすびコミュニティ〉別居離婚パパママの相互理解を深めるコミュニティです。
〈共同養育各種講座〉1名より随時開催します(zoom可)
〈問い合わせ〉rimusubi@gmail.com
※詳細はホームページをご覧ください。
http://www.rimusubi.com

◆マスコミ等

2022年1月6日 タウンニュース横浜港南・栄
共同親権と選択的夫婦別姓とは？
横浜市会議員 長谷川えつこ
1月7日 JIJオンライン
離婚時のペット処遇問題 スペインで「共同親権」可能に
1月15日 SAKISIRU
ミツカン父子引き離し事件、「子どもを連れ去った者勝ち」の日本は、子供の権利条約違反だ 生後4日の赤ちゃんを「養子によこせ」と言われ…
1月15日 河北新報
妻からのDV被害、悩み深く「男だから」支援なく手詰まり感
1月30日 ESSE online
子どもの前で夫婦ゲンカは虐待案件？離婚のときに言うてはいけないひとと言とは
2月4日 朝日新聞
裁判外の合意に強制力、商取引や養育費が対象 新制度導入へ答申案
2月5日 SAKISIRU
「子どもの連れ去りは未成年者略取罪」警察庁が明言、共同養育支援議連で
2月7日 毎日新聞
離婚後養育「父母で」5割 「親権」検討参考に 内閣府世論調査
2月8日 SAKISIRU
橋下氏vs. 駒崎氏、「共同親権」巡りツイッターで大論争
2月10日 ABEMA TIMES
「まずはとにかく逃げて」という点では一致？ 共同養育支援議員連盟の梅村みずほ議員が、「連れ去り」問題をめぐる駒崎弘樹氏の懸念に答える
2月15日 Yahoo news
増え続ける妻から夫へのDV！その背景と対処法を弁護士が解説
2月24日 文春オンライン
「あんたのペニス小さい。パパにそっくりだ」増加する母親から子どもへの「心理的虐待」 家庭裁判所の「実態調査」は本当に適切か？

3月3日 Marisol ONLINE
離婚しても「ふたり親」。知っておきたい「共同養育」【40代シン・リコン論】
3月3日 TBS NEWS
警察へのDV相談8万3042件で過去最多 男性からの相談は初の2万件超
3月7日 朝日新聞
「自分はDV夫？」 男性による男性のための行政相談、電話やまず
3月8日 AERA.dot
子どもを連れ去った親は「未成年者略取誘拐罪」になる？ 警察発表が広げた波紋

◆住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。
Mail: info@oyakonetcn.org

◆編集後記

共同養育支援議員連盟の総会で、警察庁は連れ去りについて「正当な理由がない場合は未成年略取罪にあたる」と明言したという。「法に基づき処理する」としていた以前の見解に比べ、かなり踏み込んだかたちだ。答弁を引き出した議連のみなさんに感謝を申し上げたい▽ただし不安な点も残る。「正当な理由」についてきちんと捜査してくれるのだろうか。連れ去り親は「相手方のDV」を訴えるのがお決まりだ。連れ去った者勝ち、訴えた者勝ちの状況が続いている▽フランスでは、録音は夫婦間のDVの証拠として認められていないという。相手方にわざとケンカをふっかけ、怒った相手の声の録音を「DVの証拠」として提出するケースが続発したからだ。捜査をする以上、事実と証拠に基づく厳格な捜査をお願いしたい▽そしてもう一つ、お願いがある。連れ去りを教唆した人間も捜査していただきたい。連れ去りが横行する一因は、それで報酬を得る人間がいるからだ。誰とは言わない。(大)

◆引き離し・編集委員

■親子ネット運営委員等(五十音順)

有井なみ、大志摩龍雄、上條 まゆみ、酒井 敦、佐々木 昇、高倉 ゆうと

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonetcn.org ホームページ: http://oyakonetcn.org